

記事の内容

11月16日，17年度12月勤勉手当など4項目要求について，大学本部と団体交渉

全国の主要な国立大学と比べて

“12月の勤勉手当が低い”ことは，理解できません！

来る12月12日(月)6-8pm 第2回 生協知る会 会場：第1学群1D204

内容 生協の概要説明。おにぎり他，生協商品をご賞味できます。

筑波大学にも大学生協連加盟の生活協同組合を！

詳しくは，[組合 HP http://fweb.midi.co.jp/~wout/](http://fweb.midi.co.jp/~wout/) 生協ブログ <http://tsukuba-univcoop.blog.ocn.ne.jp/> へ！

11月16日，筑波大学教職員組合協議会は，大学当局が先に示した「17年度給与改定方針」に対する要望など，4項目について，大学当局と団体交渉を行いました。大学側は，腰塚理事，人事・組織部長，人事課長ほか3名，組合側は，齋藤つくば委員長，岩崎東京委員長ほか4名が参加しました。

組合協議会は，「人事院勧告，給与法の改定に基づく17年度の賃金切り下げを行わないこと。」という要望を提出

大学側回答は，「賃金切り下げ幅を人事院勧告による下げ幅よりは緩和する」というにとどまりました。

組合協議会側は，「理解を求めたところである。…ご理解をお願いしたい。」の回答内容では，合意することはできない点を強調し，また，賃金問題で合意事項確認書を締結することを主張しました。

組合東京では，引き続き説明を求め，教育局による「給与および手当に関する規則変更の説明会」が，11月25日までに3回行われました。

過半数代表者からの質問に当局の説明が不十分で，疑問が相次いで合意に達せず，11月29日には，「勤勉手当は+0.017月」との回答が再び示されました。12月2日にも再度，団体交渉が行われます。

全大教（全国大学高専教職員組合）加盟・茨城大学，高エネルギー加速器研究機構などでは，勤勉手当が+0.025月なぜ，本学は+0.017月なのでしょうか？

国立大学が法人化されて，全国で初めての本格的な賃金交渉です。国立大学の教職員の賃金に，初めて格差が生じることとなります。

法人化に際し仕事の量が増大するのなかで，本学の全教職員は，相当の努力をしてきました。

私たちは，「組合を作らない大学」の状況を変え，良好な労使関係を築くためにも，相当の努力をしてきました。サービス残業の問題，非常勤職員の雇用の問題についても，個々の教職員の苦情の解決のために，機敏に対処してきました。

他大学と比べても低い賃金とすることは，理解できません。

< 11/16 大学当局の回答書(全文) >

< 太線は要求 >

1 賃金

人事院勧告、給与法の改定に基づく17年度の賃金切り下げを行わないこと。

平成17年度の給与改定の方針については、先般、筑波大学教職員組合東京及びつくばの双方に対し、個別に説明を行い、また、職員に対しては、「速報つくば」で周知を行うなど、理解を求めたところである。

先般、ご説明したとおり、法人として国家公務員に準拠した給与改定を行い、適正な給与水準を維持することによって、国民や社会に対する説明責任に対応していくことが必要であることから、今月末開催予定の役員会において、法人規則の改正を行いたいと考えているので、ご理解をお願いしたい。

2 定年制

高齢者雇用安定法施行に関して、60歳定年職員の再雇用、および63歳定年教員の定年延長について、当局の検討状況を説明すること。

また、再雇用の際に、定員削減を理由とした拒否をしないこと。

60歳定年職員の再雇用については、現在、検討を進めており、再雇用を希望する職員のうちから一定の基準を満たす者を再雇用する方法を考えている。今後、法人として対応方針を決定した後に、過半数代表者及び労働組合の意見を聴きながら、平成18年4月1日の実施に向け、関係する法人の規則等を整備したいと考えている。

一方、63歳定年教員の定年延長については、平成17年7月21日の教育研究評議会において設置された「大学教員人事制度設計委員会」において、今後の教員人事制度の在り方の一環として検討しているところであり、平成18年3月末を目途に方向性を固めたいと考えている。

また、再雇用に当たっては、運営費交付金(人件費)の効率化減等の厳しい財政状況ではあるが、雇用枠の確保に努め、継続雇用希望者の再雇用に努力していきたい。

3 退職金

従前の公務員職間異動の制度が変わり、流動者について、在職期間を通算しない或いは自己都合退職するので、退職金の取り扱いが極めて不利な制度となった点について、改善すること。

現在の退職金制度は、本法人の承継職員が引き続き国等の職員となる場合又は職員が他の国立大学法人等の職員となる場合は、退職金の算定の基礎となる勤続期間(以下、単に「勤続期間」という。)が通算され、法人化前と比較し、不利益にならないような勤続期間の通算をとられている。

しかし、任命権者等の要請による復帰を前提とする人事交流の場合のみ勤続期間が通算されるが、それ以外で国の職員から本法人の職員となる場合や本法人の職員が地方公共団体の職員となる場合、又はその逆であっても法人化前のように、勤続期間を通算(地方との場合は、条例に通算規定がある場合は通算する)することができない。

これは、法人化前の「国」と「国」、「国」と「地方」というような関係ではなくなり、「一法人」と「国」又は「地方」という関係に変わったことによるものであり、本法人独自で解決できる問題ではないが、今後、可能な限り改善に向けて検討していきたい。

4 組合事務室

組合活動の拠点とするための部屋を貸与すること。

事務所の貸与については、総合研究棟が設置されたものの、依然として全学的に教育研究を行う部屋が不足している状態であり、労働組合に貸与するスペースを捻出することは、物理的に困難な状況であること、さらに建物の管理組織の理解を得ることも容易ではないと思われる。

しかしながら、良好な労使関係を発展させるためには、部屋の貸与も必要との考えに基づき、貸与し得るスペースの捻出、労働組合が増えた場合の取扱いや貸与基準、貸与する場合の賃料や費用負担の在り方等について、引き続き検討していきたい。

12/12 生協知る会

大学生協連加盟の生協を！

学生宿舎では11月末からホットスパーの経営による売店がスタートします。ワクワクしますね。しかし、もし代わりに大学生協が出来ていたら。学生のニーズにより即したお店になったかもしれません。

しかし筑波大学には生協がありません。そこで現在、学内の設立準備会が設立の準備を進めています。あなたも「筑波大生協準備会」に参加し、「大学生協東京地域センター」の協力の下で一緒に生協を作ってみませんか。ゼロから何かを作り上げた時は得られる喜びもひとしおのはずです。

他大学の生協ではサークル感覚で学生が参加し、キャンパス生活に学生の要望を反映させています。筑波大学では数年単位で業者の入れ替えが行なわれるため、近いうちに生協を設立することも可能です。

また、生協は学生が運営主体となる自治組織であるため、経営を体験できるなど、学生の貴重な社会経験の場も提供出来ます。人、募ってます。

日時 12月12日(月) 6-8pm,

場所 第1学群1D204

内容 生協の概要説明。

おにぎり他、生協商品をご賞味できます。軽い夕飯を兼ねて、お気軽にお越し下さい。

主催：筑波大学学生新聞会

講演者：筑波大生協準備会

大学生協東京地域センター

主催者から：私たち学生新聞会は月刊「筑波学生新聞」上で4号にわたって業者選定を追い経過を伝える中で、学生の皆さんに、大学任せにせず、自分たちで動かなくてはと呼びかけてきたつもりです。私たちも皆さん同様学生ですから、言いつばなしの無責任なメディアでありたくない。そして常に学生の立場を堅持した新聞でありたいと思っています。今回幸いにも、生協関係者の方をお招き出来たことを嬉しく思っています。学生生活を自分たちで作って行くことに少しでも興味を持って下さる方がいたら、「知る会」に是非お越し下さい。（筑波学生新聞チラシより）

10/24 副学長・厚生会理事長と懇談

教職員組合・生協準備会の代表は、10月24日(月)午後4時より、副学長・厚生会理事長との話し合いを行いました。

副学長、学生生活課長、同課および人事課の担当職員、および生協準備会の代表・双方9名が参加し、筑波大学に大学生協設立の芽を育む意味でも、非常に重要な会合となりました。

1. 厚生会理事長から、吉池サービス撤退後の浴場・食堂・売店業者の選定経緯、選定理由、現時点での問題点について、説明がありました。

[概ね、10/17付筑波大学新聞にあるように、学内にある既存業者、およびHOTSPAR(大学近所の既存店)に落ち着いたという結果です。]

2. 生協設立準備会から、大学生協の「学生総合共済・学生賠償責任保険」、新入生向けパソコン共同購入・4年間補償・サポートなどを例にあげながら、大学生協の特徴について、具体的に説明しました。

3. 生協設立準備会から、厚生会理事会で大学生協について議論してほしいこと、厚生会理事会の傍聴を生協設立準備会代表にも認めてほしいこと、の2点をお願いしました。

筑波大の生協 ブログより

<http://tsukuba-univcoop.blog.ocn.ne.jp/>

来年も、よろしくね！

